平成２２年（フ）第１６８１号
札幌市豊平区平岸２条15丁目５番20―902号
債務者　小薗　靖史
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
相模原市中央区千代田６丁目３番８号
債務者　戸張　邦夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６９０号
横浜市港南区港南台２丁目１番１―1203号
債務者　猪俣　　学
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４８０号
札幌市中央区宮の森４条４丁目４番18―201号
債務者　伊藤　卓哉
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三春　裕嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４９号
北海道北広島市輪厚679番地１　丸吉金属事務所２Ｆ
債務者　臼渕　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
大分市大字玉沢808番地の５
債務者　渡辺　優美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８号
富山市吉作491番地１　エルメス108号
債務者　辻内　修次
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３４４号
大阪市住吉区南住吉２丁目11番１―203号
債務者　大道　　明
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊浦　伸隆
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６６号
函館市昭和３丁目１番８号
債務者　佐々木学美（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６８号
函館市上新川町９番７号
債務者　大高エミ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
函館市的場町19番11号
債務者　根本きわ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
函館市高盛町６番17号
債務者　中田　武夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
岐阜県海津市海津町高須町1198番地３
債務者　坂牧　順也
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１３９６号
名古屋市守山区森孝１丁目1508番地
債務者　伊達　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６５号
愛知県清須市西枇杷島町城並３丁目４番地13　レオパレスパールアケノ第３・103
債務者　傳　　一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７０号
名古屋市中村区角割町５丁目24番地　八重荘２号
債務者　北池　純子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８号
三重県伊勢市二見町茶屋537番地26、前住所　三重県鳥羽市安楽島町1075番地６
債務者　宮本　美樹
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３１３０号
大阪市東淀川区豊新３丁目20番３号
債務者　南光　元成
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部